

全国食品衛生関係主管課長会議資料

平成 2 7 年 3 月 5 日（木）

消費者庁

食品表示監視協議会の運営について

資料1

食品表示連絡会議(国レベル)

構成機関

消費者庁
警察庁
農林水産省
厚生労働省(オブザーバー)

注:平成26年度からは国税庁も参加

「生活安心プロジェクト」(平成19年12月17日)

不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会(仮称)」を設置すること等により、不適切な食品表示に関する情報(仮称)が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有・見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関係省庁の間で食品表示連絡会議(仮称)を設置し、関係情報の共有を進める。

全国7ブロック

構成機関

公取委地方事務所
管区警察局
地方厚生局
地方農政局

ほか

47都道府県

構成機関

警察本部
景表法担当部局
食衛法担当部局
JAS法担当部局
消費生活センター等
農政局地域センター

ほか

食品表示監視協議会(地方レベル)

これまでの取り組み

- ・全都道府県に食品監視協議会を設置(平成20年5月)
- ・食品監視協議会に各都道府県の消費生活センター等の加入を要請(平成21年10月)
- ・国からの講師派遣等、地方における人材育成のための食品表示関連研修会の実施を支援(平成22年5月以降)

監視協議会の役割

- ・食の安全・安心の確保に関する情報共有・意見交換
- ・食品表示監視における平常時及び緊急時における連絡体制の整備
- ・食品表示関係法令に関する研修会の実施

研修会の開催事例

平成25年7月 第8回中国四国地域食品表示行政担当者研修会

【対象者】

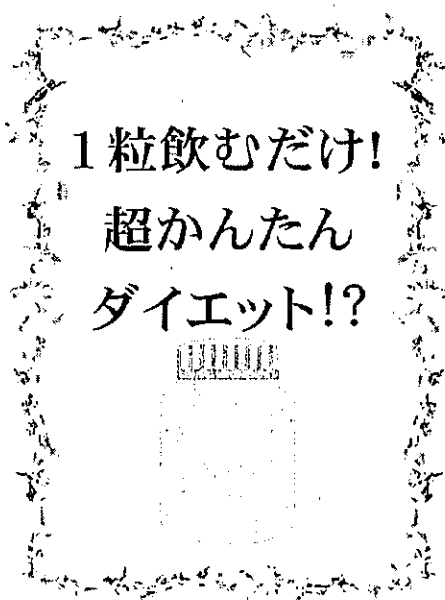
- ・県等行政機関で食品表示行政(相談窓口含む)を担当する職員
- ・県警本部等で食品関連事犯を担当する職員
- ・農政局及び地域センターで食品表示行政を担当する職員

【研修内容】

- ・今後の食品表示行政(消費者庁)
- ・食品表示関連事犯への対応(管区警察局)
- ・食品表示法による表示規制(公取委中国)
- ・JAS法(農政局) など

消費者の皆様へ

(健康食品の表示について)



このような広告 本当かしら?

○ はじめに

国民の健康志向が高まる中、いわゆる健康食品（以下単に「健康食品」といいます。）が広く普及しています。これに伴って、各種広告媒体を使った広告・宣伝も活発に行われています。一方で、このような広告・宣伝の中には、健康の保持増進の効果等（以下単に「効果等」といいます。）が必ずしも実証されていないにもかかわらず、そうした効果等を期待させる表示（不当表示、誇大表示等）が見受けられます。

消費者庁は、これまでに、健康食品の痩身効果を標ぼうする広告について、景品表示法に違反するとして、5件の措置命令を出しています。

今回、これら措置命令で問題となった広告表現のほか、健康食品に関する専門家の意見等を整理しました。

消費者の皆様がこれから健康食品を選択するに際して、有益な情報となれば幸いです。



消費者庁

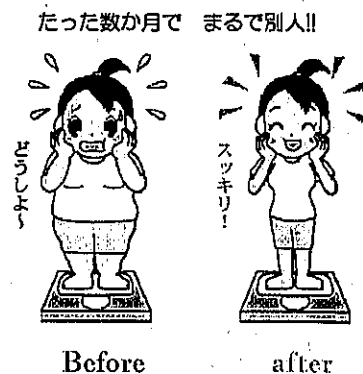
1. 問題となった広告表現

○ 景品表示法に基づく措置命令(行政処分)の対象事例

これまでに消費者庁が行った措置命令5件では、健康食品について、**体験談などと一緒に以下のような記載があり、著しい痩身効果が表示**されていました。

- 決して食事制限はしないでください。このバイオ菌が恐ろしいまでにあなたのムダを強力サポート
- 食べたカロリー・溜まったカロリー なかったことに・・・
- もうリバウンドしない『理想の姿』になりたい!!
- 私たちはたった1粒飲んで 楽やせしました!!
- 寝ている間に勝手にダイエット!?
- 寝る前に飲むだけで努力なし!?
- えっ!? 普段の食事のままで・・・!
- カロリーを気にしないって幸せ!

これらは、いずれも、表示内容を裏付ける合理的な根拠をあらかじめ有していなかったことから、不当な表示とみなされました。



- 「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成25年12月24日公表)では、問題となる表示例として、次のように示しています。

問題となる表示例

表示の裏付けとなる合理的な根拠なく、次のような表示を行うと、景品表示法、健康増進法上、問題になります。

- 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果の表示
 - ・最高のダイエットサプリメント! 絶対に痩せられる○○サプリ!!
 - ・もう運動の心配はありません! ただ飲むだけで、だから簡単に痩せられる!!

〈体験談の表示〉

- ・メリットとなる情報を断定的に表示しているにもかかわらず、デメリットとなる情報が示されていない、又は消費者が認識し難い方法で表示されている場合
- ・一部の都合の良い体験談のみや体験者の都合の良いコメントのみ引用するなどして、誰でも容易に同様の効果が期待できるかのような表示がされている場合



- 景品表示法は不当な表示を禁止しています。

うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

商品の内容について、一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると示すことは、不当な表示（優良誤認表示）に当たります。

事業者が健康食品に効果等を表示すると、一般消費者は、通常、その商品にはその表示どおりの効果等があると認識します。

一般消費者の
利益の保護

不当な顧客
誘引の禁止

不当な表示
の禁止

表示とは？

事業者が商品・サービスの内容、取引条件について行う
広告等の表示

例 ● チラシ ● パンフレットや説明書
● 新聞や雑誌に掲載された広告 ● ポスターや看板
● テレビCM ● ウェブサイト 等

- 表示には「合理的な根拠」が必要です。

合理的な根拠がない効果・効能等の表示は、優良誤認を招く不当表示とみなされます。

効果等の著しい優良性を示す表示は、一般消費者に対して強い訴求力があり、顧客誘引効果が高いため、そのような表示を行う事業者は、その表示内容を裏付ける合理的な根拠をあらかじめ有しているべきものです。

事業者が健康食品について、一般消費者に対し、その効果等が実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示をしたり、その表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を有していない場合には、景品表示法違反（優良誤認表示）となります。

- 客観的に実証された内容であること

次のいずれかに該当するものである必要があります。

- ・ 試験・調査によって得られた結果
- ・ 専門家・専門家団体・専門機関の見解や学術文献

- 表示された効果等と実証された内容が適切に対応していること

例えば、専門家が、その食品に含まれる主成分の含有量、一般的な摂取方法、そして、適度な運動によって脂肪燃焼を促進する効果が期待できることを確認する見解を示したとしても、これだけでは、この食品を食べるだけで1か月に5kgの減量効果が期待できると表示をする「合理的な根拠」にはなりません。

（不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針—不実証広告規制に関する指針（平成15年））

2. 健康食品に関する専門家の意見

○ 食事制限も運動もせず、楽しんで痩せることはあり得ません。

- ・ 消費エネルギーが摂取エネルギーを上回らない限り、人は痩せません。
- ・ 適度な運動や食事制限をしながら、人が痩せることができるのは、6か月間で4kgから5kg程度です。
- ・ 1kgの脂肪を燃焼するためには7,000kcalの消費が必要です(1時間の速歩きで300kcal消費)。
- ・ 運動をしたとしても、それだけで数週間で数kg痩せるということはありません。



○ もっともらしい体験談に気をつけましょう！

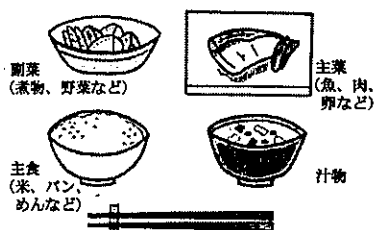
- ・ 体験談は、単にそういう人もいたということに過ぎず、全ての人に同様な効果が得られるということはありません。

○ もっともらしい試験結果にも気をつけましょう！

- ・ マウスなどの動物実験によって何らかの効果が期待できたとしても、ヒトに同様の効果が期待できるとは限りません。

○ バランスの良い食事、適度な運動。それが健康の保持増進の大原則！

- ・ 健康食品で病気が治療できる、治癒するという科学的データはありません。
- ・ 健康食品さえ摂っていれば健康になるということはありません。
- ・ 不規則な生活を余儀なくされる現代人。不足しがちな栄養素を補ってくれる。それが、健康食品なのです。



(参考)

○ いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131224premiums_1.pdf

問合せ先

消費者庁表示対策課食品表示対策室 03-3507-8800 (代)
〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー

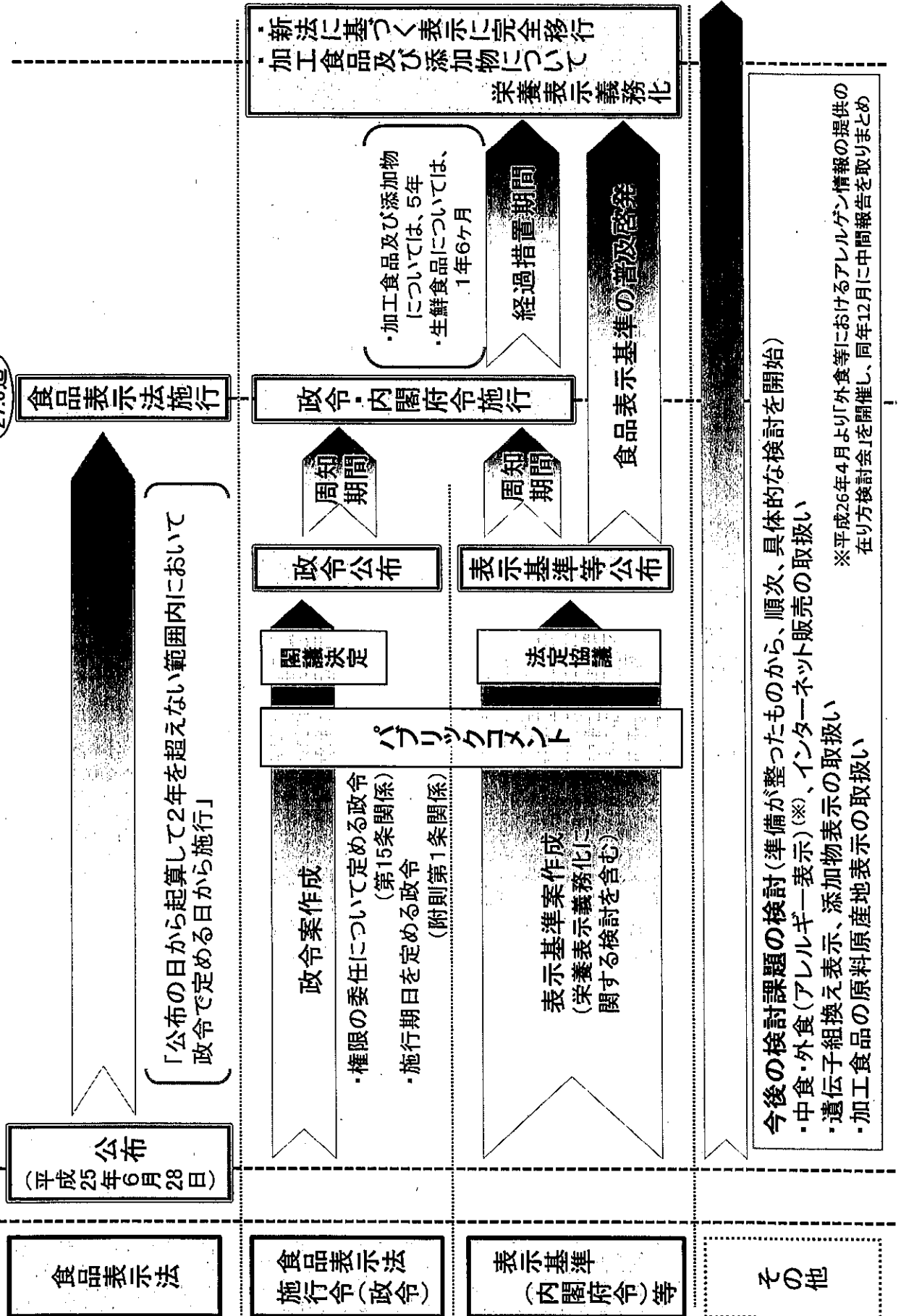
平成26年6月作成

食品表示基準及び食品表示法の 執行について

平成27年3月
消費者庁

新食品表示制度の施行に向けたタイムスケジュール

27.6迄



食品表示基準（案）の概要

平成 27 年 3 月
消費者庁

食品表示基準の策定方針 ―現行 58 本の基準を 1 本に統合―

●消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分か やすい表示基準を策定する

- 原則として、表示義務の対象範囲（食品、事業者等）については変更しない
 - 例外として、食品衛生法と JAS 法の基準の統合に当たり、加工食品と生鮮食品の区分などを変更
- 基準は、食品及び事業者の分類に従って整理し、分かりやすい項目立てとする
 - 食品について、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」に区分
 - 食品関連事業者等について、「食品関連事業者に係る基準」、「食品関連事業者以外
の販売者に係る基準」に区分
- 2 の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる
- 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す
 - 対象成分、対象食品、対象事業者等について規定
- 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す
 - 例えば、アレルギー表示のうち、特定加工食品^(※)に係る表示（例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの）の見直し

※ 一般的にアレルギーを含むことが知られているため、それを表記しなくても、アレルギーを
含むことが理解できると考えられてきたもの（例：マヨネーズ（卵）、パン（小麦））

現行制度からの主な変更点

1 加工食品と生鮮食品の区分の統一

JAS 法と食品衛生法において異なる食品の区分について、JAS 法の考え方に基
づく区分に統一・整理

【新たに加工食品に区分されるもの】

現行の食品衛生法では表示対象とはされていない、軽度の燻漬、生干し、湯通し、調味料等に
より、簡単な加工等を施したもの（例：ドライマヨネーズ）についても、「加工食品」として整理。
その結果、新たに、アレルギー、製造所等の所在地等の表示義務が課される。

2 製造所固有記号の使用に係るルールの改善

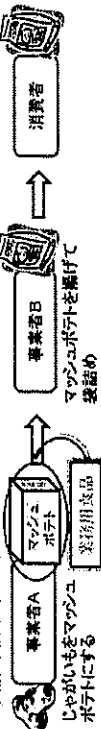
- 原則として、同一製品を 2 以上の工場で製造する場合に限り利用可能
- 製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示
 - 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
 - 製造所所在地等を表示した Web サイトのアドレス等
 - 当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等
- ただし、ルールの改善の対象については、業務用食品を除くこととする。

(例)

名称	パン
原材料名	小麦粉、卵、 ショートニング、脱脂粉乳、 イースト、食塩、（原材料の 一部に大豆を含む）
内容量	6 枚
賞味期限	平成 26 年 7 月 31 日
保存方法	直射日光、高温多湿を避 けて保存してください
販売者	OO 食品（株）（KS） 東京都千代田区 永田町 2-11-1

製造所固有記号

■業務用食品（マッシュポテト）の例



3 アレルギーマーク表示に係るルールの改善

- (1) 特定加工食品^(注1)及びその拡大表記を廃止することにより、より広範囲の原材料についてアレルゲンを含む旨の表示を義務付け
- (2) アレルギーマーク患者の商品選択の幅を広げるため、個別表示を原則とし、例外的に一括表示を可能とする。
- (3) 一括表示する場合、一括表示欄を見ることがその食品に含まれる全てのアレルゲンを把握できるよう、一括表示欄に全て表示（現行は、例えば、「卵」や「小麦」が原材料として表示されている場合や、「たまご」や「コムギ」が代替表記^(注2)で表示されている場合は、改めて一括表示欄に表示しなくともよいが、今後は、「卵」、「小麦」も一括表示欄に改めて表示が必要）等

4 栄養成分表示の義務化

食品関連事業者^(注3)に対し、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示を義務付け

【義務】エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（「食塩相当量」で表示^(注4)）

【任意（推奨）】飽和脂肪酸、食物繊維

【任意（その他）】糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

^(注1) 特定加工食品

表記に特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料等を含むことが予測できると考えられてきた表記

（例：マヨネーズ → 「卵を含む」を省略可、パン → 「小麦を含む」を省略可）

^(注2) 代替表記

表記方法や言葉が違おうが、アレルゲンを含む食品と同一であるということが理解できる表記
（例：たまご → 「卵を含む」を省略可、コムギ → 「小麦を含む」を省略可）
^(注3) ①消費税法第9条に規定する小規模事業者（課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者（当分の間は、課税売上高が1000万円以下の事業者又は中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者））、②業務用食品を販売する事業者及び③食品関連事業者以外の販売者は、栄養成分の量を表示しなくともよい。

^(注4) ナトリウム値を添加していない食品に限って、任意でナトリウムの量を表示することができ、この場合において、ナトリウムの量の次に、括弧等を付して食塩相当量を表示することが必要。

5 栄養強調表示に係るルールの改善

- (1) 相対表示（コーデックスの考え方を導入）
 - ・ 低減された旨の表示をする場合（熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム）及び強化された旨の表示をする場合（たんぱく質及び食物繊維）には、基準値以上の絶対差に加え、新たに、25%以上の相対差^(注5)が必要（栄養強調表示をするための要件の変更）
 - ・ 強化された旨の表示をする場合（ミネラル類（ナトリウムを除く）、ビタミン類）には、「含む旨」の基準値以上の絶対差に代えて、栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差（固体と液体の区別なし）が必要（絶対差の計算方法の変更）
- (2) 無添加強調表示（コーデックスの考え方を導入。新規）
 - 食品への糖類無添加に関する強調表示及び食品へのナトリウム無添加に関する強調表示（食塩無添加表示を含む）は、それぞれ、一定の条件が満たされた場合にのみ行うことができる。

6 栄養機能食品に係るルールの変更

- (1) 対象成分の追加
 - 栄養成分の機能が表示できるものとして、新たに「n-3系脂肪酸」、「ビタミンK」及び「カリウム^(注6)」を追加
- (2) 対象食品の範囲の変更
 - 鶏卵以外の生鮮食品についても、栄養機能食品の基準の適用対象とする。
- (3) 表示事項の追加・変更
 - ・ 栄養素等表示基準値の対象年齢（18歳以上）及び基準熱量（2,200kcal）に関する文言を表示
 - ・ 特定の対象者（疾病に罹患している者、妊産婦等）に対し、定型文以外の注意を必要とするものについては、当該注意事項を表示
 - ・ 栄養成分の量及び熱量を表示する際の食品単位は、1日当たりの摂取目安量とする。
 - ・ 生鮮食品に栄養成分の機能を表示する場合、保存の方法を表示

^(注5) ナトリウムについては、食品の保存性及び品質を保つ観点から、25%以上その量を低減することが困難な食品については、相対差についての特例を認める。

^(注6) カリウムについては、過剰摂取のリスク（腎機能低下者において最悪の場合、心停止）を回避するため、錠剤、カプセル剤等の食品は対象外とする。

7 原材料名表示等に係るルールの変更

- (1) パン類、食用植物油、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料について、他の加工食品同様、原材料又は添加物を区分し、それぞれに占める重量の割合の高いものから順に表示
 - (2) 複合原材料表示について、それを構成する原材料を分割して表示した方が分かりやすい場合には、構成する原材料を分割して表示可能とする。
 - (3) プレスハム、混合プレスハムに関し、原材料名中のでん粉の表示に「でん粉含有率」を併記していた点について、「ソーセージ」、「混合ソーセージ」同様、「でん粉含有率」の表示事項の項目を立てて表示等
- 8 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善
- (1) 一般消費者向けの添加物には、新たに、「内容量」、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示
 - (2) 業務用の添加物には、新たに、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示

9 通知等に規定されている表示ルールの一部を基準に規定

- (1) 安全性の確保の観点から、指導ではなく、表示義務を課すべき表示ルール（フグ食中毒対策の表示及びボツリヌス食中毒対策の表示）
- (2) 分かりやすい食品表示基準を策定するという観点から、食品表示基準と通知等にまたがって表示ルールが規定されるのではなく、基準にまとめて規定すべき表示ルール（例えば、栄養素等表示基準値、栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称の表示の方法等）

10 表示レイアウトの改善

- (1) 表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合、安全性に関する表示事項（「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルギー」及び「フェニルアラニン化合物を含む旨」）については、省略不可
- (2) 表示責任者を表示しなくてもよい場合（食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合、不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合又は食品関連事業者以外の販売者が容器包装入りの加工食品を販売する場合）には、製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入者にあっては、輸入業者の氏名又は名称）も省略不可
- (3) 原材料と添加物は、区分を明確に表示

11 経過措置期間

経過措置期間（食品表示基準の施行後、新ルールに基づく表示への移行の猶予期間）は、加工食品及び添加物の全ての表示について5年、生鮮食品の表示については、1年6か月とする。

新たな機能性表示制度の創設

1 定義

- (1) 名称は機能性表示食品
- (2) 疾病に罹患していない者（未成年、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示する食品。ただし、特別用途食品、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料、ナトリウム・糖分等を過剰採取させる食品は除く。
- (3) 当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他の必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁に届け出る。

2 表示事項

横断的な義務表示事項のほか、以下に関する表示を義務づける。

- ・機能性表示食品である旨
- ・科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
 - ・一日当たりの摂取目安量
 - ・一日当たりの摂取目安量当たりの栄養成分の量及び熱量
 - ・一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量
- ・届出番号
- ・食品関連事業者の連絡先として、電話番号
- ・機能性及び安全性について、国による評価を受けたものでない旨
- ・摂取の方法
- ・摂取する上での注意事項
- ・バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言
- ・調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項
- ・疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨
- ・疾病に罹患している者、未成年、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦に対し訴求したものではない旨（生鮮食品を除く。）
- ・疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨
- ・体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨

食品表示法の概要

平成27年2月
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっていた栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

【新制度】

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【現行】

- 食品を摂取する際の安全性
- 一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会確保
- 食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- JAS法…品質に関する適正な表示
- 健康増進法…国民の健康の増進

○ 基本理念 (3条)

- 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づき消費者政策の一環として、消費者の権利 (安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供) の尊重と消費者の自立の支援を基本
- 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準 (4条)

○ 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、

食品表示基準を策定

- ① 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

○ 食品表示基準の策定・変更

～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守 (5条)

○ 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等 (6条・7条)

○ 内閣総理大臣 (食品全般)、農林水産大臣 (酒類以外の食品)、財務大臣 (酒類) ～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示

- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等 (8条～10条)

○ 違反調査のため必要がある場合

～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等 (11条・12条)

○ 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可

⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置

○ 著しく事実と相違する表示行為、おそれへの差止請求権 (適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任 (15条)

○ 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任

○ 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任 (政令)

罰則 (17条～23条)

○ 食品表示基準違反 (安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考) 表示基準 (府令レベル) の取扱い

○ 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施 (法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食 (アレルゲン表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示レベルの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い

～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示レベルの調査等を実施

→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始

○ 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

食品表示法の流れ

- ・内閣総理大臣…立入検査、報告徴収、物件提出、収去(第8条第1項)
- ・農林水産大臣(酒類以外の食品)…立入検査、報告徴収、物件提出(第8条第2項) 等
- ・財務大臣(酒類)…立入検査、報告徴収、物件提出(第8条第3項)

※権限の委任 内閣総理大臣 → 消費者庁長官(法第15条) → 都道府県知事等(政令第6条、第7条)
 農林水産大臣 → 地方農政局長(政令第3条)・都道府県知事(政令第5条)
 財務大臣 → 国税庁長官(政令第2条) → 国税局長等(政令第4条)

立入検査等

表示事項を表示せず
又は遵守事項を遵守しなかった場合

指示
(第6条第1項、
第3項)

消費者庁
農林水産省
財務省
(都道府県等)

命令
(第6条第5項)

消費者庁
(都道府県等)

命令違反

1年以下の懲役又は100
万円以下の罰金(第20
条)
【法人】1億円以下の罰
金(第22条)

2年以下の懲役又
は200万円以下の
罰金(第19条)
【法人】1億円以下
の罰金(第22条)

3年以下の懲役若しく
は300万円以下の罰金
又は併科(第17条)
【法人】3億円以下の罰
金(第22条)

2年以下の懲役若しくは
200万円以下の罰金又は
併科(第18条)
【法人】1億円以下の罰金
(第22条)

50万円以下の
罰金(第21条)
【法人】50万円
以下の罰金(第
22条)

罰則

食品を摂取する際の安全性に重要な影響を
及ぼす事項について、食品表示基準に従った
表示をしない場合

緊急の必要性
生命又は身体に対する危
害の発生又は拡大の防止

回収等命令
(第6条第8項)

消費者庁
(都道府県等)

命令違反

表示違反

指示・命令

消費者安全法に基づく通知のお願い



＜趣旨＞

平成21年9月の消費者庁設置と同時に、消費者庁に消費者被害の情報の一元的に集約し、消費者への注意喚起等の被害防止の措置に活用する「消費者安全法」が施行。同法に基づき、食品の健康被害について、地方公共団体から消費者庁に通知することとされており、通知の徹底にご協力いただきたい。

＜通知頂きたい情報＞

食品の喫食により健康被害につながるおそれのある情報		
より正確には	かつ	②食品喫食後に重症となった(死亡・入院・長期治療) 又は ③今後、同種・類似の健康被害(1日以上の治療・投薬が必要)発生のおそれ
		①食品に通常有すべき安全性を欠く疑いがある

を満たす情報
(※)

＜通知対象である可能性が高く、特に通知を検討頂きたい情報＞

- A. 食品の自主回収情報(上記①及び③を満たす可能性が高い)
- B. 健康食品の安全性情報(近年、健康食品の市場が拡大し、関連する健康被害への懸念がある)

※簡易的な目安であり、詳細は「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照のこと。判断に迷う場合は幅広くに消費者庁に送付いただきたい。

A. 食品の自主回収情報の通知の目安

健康被害のおそれ

重篤な健康被害のおそれ (死亡・入院・長期治療)

＜例：以下の事象を受けた回収＞

- ・毒性の強い化学物質の混入
- ・販売したキノコに毒キノコが混入

健康被害のおそれ

＜例：以下の事象を受けた回収＞

- ・金属片等の混入
- ・アレルギー表示の記載漏れ

健康被害のおそれなし

＜例：以下の事象を受けた回収＞

- ・髪の毛や昆虫の混入
- ・原産地の誤表示

消費者庁への通知

直ちに通知する必要

- ・事業者からの回収要否の相談等で情報入手後、直ちに通知(2～3時間以内を目安、自主回収の決定を待たない)
- ・一報としては、電話等での概要の通知で足りる

通知が必要(速やかに)

- ・原則自主回収決定後の速やかな通知で足りる
- ・消費者庁に報道発表予定資料を送付

通知の必要なし

(社会的な影響が大きい事案は、法に基づく通知の必要はないものの、前広に情報提供頂ければ幸い)

※簡易的な目安であり、詳細は「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照のこと。判断に迷う場合は幅広くに消費者庁に送付いただきたい。

B. 健康食品の安全性情報の通知の目安

健康被害のおそれ

重篤な健康被害のおそれ (死亡・入院・長期治療)

・喫食後に実際に入院 等
例①：健康食品を喫食後、肝障害で入院
例②：体内のホルモンバランスを崩して長期の投薬が必要。健康食品中のホルモン成分が関与した可能性が疑われる。

健康被害のおそれ

・医薬品成分が検出された
・因果関係が疑われる症状 等
例① 医師が「因果関係の可能性有り」と診断
例② 事業者から「自社製品による健康被害の可能性あり」との報告

健康被害のおそれなし

消費者からの根拠不明な相談 等
(例：医師は否定しているが、母親がガンになったのは、健康食品Aを食べたせいではないか)

消費者庁への通知

直ちに通知する必要

・情報入手後、直ちに通知
・一報としては、電話等での概要の通知で足りる

通知が必要(速やかに)

任意の様式で消費者庁に通知
(例えば、「健康食品等に関する健康被害受付処理票」の送付で足りる)

通知の必要なし

(社会的な影響が大きい事案は、法に基づく通知の必要はないものの、前広に情報提供頂ければ幸い)

※簡易的な目安であり、詳細は「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照のこと。判断に迷う場合は幅広くに消費者庁に送付いただきたい。

食品分野の通知の事例

分野

事例

アレルギー表示誤表示・欠落

菓子パンのアレルギー表示(落花生)が欠落

消費期限の誤表示・欠落

惣菜及び弁当の消費期限の誤表示

異物混入

ドライフルーツを食べたところ、異物が入っていたため、口内を損傷

規格基準違反

果実から基準値を上回る残留農薬を検出

成分規格違反

牛乳から大腸菌群を検出(牛乳の成分規格では大腸菌群陰性)

健康被害

健康食品を飲んだところ、腹痛と倦怠感が生じ、薬剤性肝障害が疑われる重症

毒キノコ、ふぐ等の販売

特産物販売店が販売した食品にツキヨタケが混入